

概要版

高松市環境基本計画

平成 28 年度（2016）～平成 35 年度（2023）

～人と自然が調和し 未来へつなぐ
地球にやさしい田園都市 たかまつ～



高松市環境基本計画は、「高松市環境基本条例」に基づく本市の環境行政の基本計画であり、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本市では、平成 20 年に策定した環境基本計画に基づき、環境保全に関する各種施策を実施してきましたが、近年、地球規模での温暖化問題や循環型社会の構築、エネルギー政策の見直しなど、様々な課題への対応が求められています。

このような状況を踏まえ、本市の環境行政をさらに推進するため、新たな環境基本計画を策定しました。

高松市

■ 目指すべき環境像

人と自然が調和し 未来へつなぐ 地球にやさしい田園都市 たかまつ

環境への負荷の少ないまちを目指すとともに、市民が美しく、快適な環境の中で安心して暮らすことのできる、人と自然が調和した田園都市を目指します。さらに、地球環境にも配慮したまちを目指し、本市の豊かな環境をより良いかたちで次の世代へと継承します。

■ 基本目標

目指すべき環境像の実現に向けて、次の6つの基本目標を掲げます。

循環型社会の目標 「資源を大切に作る循環型社会を築きます」

地球環境の目標 「地球環境の保全に積極的に取り組みます」

生活環境の目標 「安心して健やかに暮らし続けられる生活環境を守ります」

自然環境の目標 「身近な自然環境を守り育てます」

都市環境の目標 「うるおいとやすらぎのある快適な都市環境を創ります」

環境保全活動の目標 「環境を思いやる人づくり、地域づくりを進めます」

■ 施策体系図

※2桁の番号は施策の柱を、3桁の番号は施策の項目を示しており、計画本編と対応しています。

基本目標1 資源を大切に作る循環型社会を築きます

11 廃棄物の減量と
資源循環の推進

111 ごみの発生抑制の推進
112 ごみの減量と再資源化の推進

12 廃棄物の適正処理の確保

121 適正処理の確保 122 し尿の適正処理の推進
123 不法投棄の防止

13 水循環の推進

131 節水意識の啓発 132 水の循環利用の推進

基本目標2 地球環境の保全に積極的に取り組みます

21 地球温暖化対策の推進

211 再生可能エネルギー等の利用促進
212 省エネ型ライフスタイル等の促進
213 低炭素なまちの実現

基本目標3 安心して健やかに暮らし続けられる生活環境を守ります

31 水環境の保全

311 水質調査の実施 312 水質浄化対策の推進

32 大気環境の保全

321 大気調査の実施 322 大気汚染対策の推進

33 騒音・振動・悪臭・化学
物質対策などの推進

331 騒音・振動対策の推進 332 悪臭対策の推進
333 化学物質対策などの推進

基本目標4 身近な自然環境を守り育てます

41 自然環境の保全

411 豊かな自然環境の保全

42 自然とのふれあいの充実

421 自然とふれあう場づくり

基本目標5 うるおいとやすらぎのある快適な都市環境を創ります

51 環境にやさしい交通環境の
整備

511 公共交通体系の再構築 512 自転車利用環境の整備

52 身近な緑の保全と創造

521 都市公園等の整備 522 緑化の推進

53 美しい景観の保全と創造

531 美しいまちの形成 532 歴史的・文化的財産の保全

基本目標6 環境を思いやる人づくり、地域づくりを進めます

61 環境教育・環境学習の充実

611 環境教育・環境学習の推進 612 学校教育活動の推進

62 環境保全活動の推進

621 自主的な環境保全活動の推進

■ 主な取組と指標

【施策の柱 11】 廃棄物の減量と資源循環の推進

■市の取組

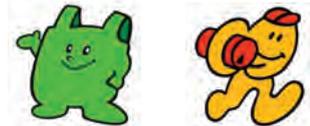
- ・食品廃棄物の削減など、ごみの発生抑制に取り組みます。
- ・紙資源のリサイクル、小型家電等のリサイクルなど、ごみの減量と再資源化の取組を推進します。

■私たちにできること

- ・ごみはきちんと分別する。
- ・期限切れや食べ残しなどで、食品をごみにしない。
- ・生ごみは十分に水切りを行う。また、堆肥化して再利用する。
- ・使用済小型家電や紙資源などのリサイクルに協力する。 など

■指標

- ・1人1日当たりのごみ排出量
- ・1人1日当たりの資源化量



【施策の柱 12】 廃棄物の適正処理の確保

■市の取組

- ・西部クリーンセンターの大規模改修など、施設の適切な整備、充実を図ります。
- ・災害廃棄物について、体制の整備や効率的な処理方法など処理計画を策定します。
- ・下水とし尿等の共同処理を実施し、安定的で効率的な処理に取り組みます。
- ・不法投棄対策では、クリーン作戦の実施やパトロールの実施などに加えて、海ごみ対策も推進します。



■私たちにできること

- ・ごみや吸い殻などのポイ捨てはしない。
- ・地域の美化活動やクリーン作戦などに積極的に参加する。
- ・不法投棄を発見した場合は、速やかに通報する。 など

■指標

- ・一般廃棄物の年間埋立処分量
- ・産業廃棄物の不適正保管量
- ・ボランティア清掃の参加者数
- ・不法投棄通報、相談件数

【施策の柱 13】 水循環の推進

■市の取組

- ・水に関するイベントやキャンペーンの実施、水環境学習の推進など、節水意識の啓発に取り組みます。
- ・雨水の有効利用や下水再生水の利用を促進します。
- ・水源涵養の視点から、雨水浸透施設の設置、歩道透水性舗装の整備、森林の整備を推進します。

■私たちにできること

- ・喝水時だけでなく、日頃から節水を心がける。
- ・風呂の残り湯を洗濯や掃除などに再利用する。
- ・雨水貯留施設、雨水浸透施設を積極的に設置する。 など

■指標

- ・1人1日当たりの水道平均使用水量
- ・下水処理水再生水利用施設数
- ・透水性舗装の整備面積



【施策の柱 21】地球温暖化対策の推進

■市の取組

- ・国の動向などを見ながら、地球温暖化対策実行計画の改定を行います。
- ・再生可能エネルギー等の利用促進、省エネ行動の推進、緑化の推進などに継続して取り組みます。

■私たちにできること

- ・住宅用の太陽光や太陽熱利用システムの導入に努める。
- ・冷暖房の設定温度に注意する、家族で同じ部屋を使用するなど、電気を節約する省エネ行動を心がける。 など

■指標

- ・総電力消費量に占める太陽光発電システム設置費補助事業による発電量の割合
- ・市有施設における再生可能エネルギー発電設備の発電出力
- ・家庭における地球温暖化防止のための取組の実施率

【施策の柱 31】水環境の保全

■市の取組

- ・継続的な調査を行い、水質の保全に努めます。
- ・生活排水対策、工場や事業場の排水対策など、水質浄化のための取組を推進します。

■私たちにできること

- ・廃食油はそのまま流さない。また、地域での回収に協力する。
- ・流しには水切りネットを使い、汚れのひどい食器は拭いてから洗う。また、石けんや洗剤を使いすぎない。 など

■指標

- ・河川 BOD 値の環境基準の達成率
- ・海域 COD 値の環境基準の達成率
- ・汚水処理人口普及率
- ・合併処理浄化槽補助件数

【施策の柱 32】大気環境の保全

■市の取組

- ・大気の継続的な監視等を行い、健康被害の防止に努めます。
- ・工場や事業場への指導、自動車排ガスへの対策など、大気環境の保全のための取組を推進します。

■私たちにできること

- ・自動車に依存せず、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。
- ・自動車購入時には、低公害車を選ぶ。
- ・自動車を運転するときは、エコドライブを実行する。 など

■指標

- ・大気に係る環境基準の達成率（二酸化いおう等 8 物質）
- ・光化学オキシダントの注意報・警報の発令回数
- ・微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起回数

【施策の柱 33】騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進

■市の取組

- ・自動車、工場や事業場など、騒音、振動、悪臭等の発生源への対策を進めます。
- ・規制地域の拡大など、騒音等の規制のあり方について、調査研究を行います。

■私たちにできること

- ・近隣の迷惑となるような騒音が発生しないよう配慮する。
- ・ペットの飼育は、し尿をきちんと処理するなど近隣に配慮する。
- ・ごみの野外焼却はしない。 など

■指標

- ・騒音に係る環境基準の達成率一般地域（昼夜全日）
- ・ダイオキシン類の環境基準の達成率

【施策の柱 41】 自然環境の保全

■市の取組

- ・森林や農地が有する多面的機能（水源涵養、国土保全、生物多様性の保全等）を確保する取組を行います。
- ・耕作放棄地において、キウイフルーツやオリーブ等の栽培を促進し、耕作放棄地の解消と発生防止に努めます。
- ・「いざ里山」「ため池守り隊」など、身近な自然環境を守る市民活動の支援を推進します。

■私たちにできること

- ・自然環境に関心を持ち、身近な動植物を大切にする。
- ・ボランティアなど、自然環境の保全活動に積極的に参加する。
- ・エコラベルが付いた製品を選んで購入する。 など

■指標

- ・耕作放棄地再生利用面積
- ・「ため池守り隊」市民活動取組箇所数

【施策の柱 42】 自然とのふれあいの充実

■市の取組

- ・市民農園やこども農園など、自然とふれあうことのできる場の整備、充実を図ります。
- ・自然について楽しく学べる自然観察体験や環境ワークショップを開催します。

■私たちにできること

- ・農業体験やグリーン・ツーリズムに参加する。
- ・市民参加できる自然調査や自然観察会などに参加する。 など

■指標

- ・市民農園設置数
- ・こども農園設置数

【施策の柱 51】 環境にやさしい交通環境の整備

■市の取組

- ・鉄道新駅の整備やバス路線の再編など、公共交通ネットワークの再構築を図り、公共交通の利用を促進します。
- ・「日本一のチャリンこ便利都市」を目指し、レンタサイクル事業や自転車走行空間の整備などを推進します。



■私たちにできること

- ・自動車に依存せず、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。
- ・レンタサイクルを積極的に利用する。
- ・自転車は駐輪場に駐車する。 など

■指標

- ・公共交通機関利用率
- ・レンタサイクル利用者数
- ・自転車走行空間の整備済延長

【施策の柱 52】 身近な緑の保全と創造

■市の取組

- ・1小学校区1公園を目指し、地域の身近な公園の整備を推進します。
- ・市民が緑化に取り組みやすくなるよう助成制度を実施し、都市の緑化を推進します。



■私たちにできること

- ・公園を大切に利用し、清掃活動等に積極的に参加する。
- ・庭木や生け垣など、身近なところから緑を増やす。
- ・花いっぱい運動など、緑化活動に参加する。 など

■指標

- ・市民1人当たりの都市公園等の面積
- ・民有地緑化助成数
- ・建物緑化助成数
- ・小学校校庭の芝生化実施校数

【施策の柱 53】美しい景観の保全と創造

■市の取組

- ・屋外広告物について適正な規制、誘導を行い、良好な景観形成を推進します。
- ・安全で快適な道路空間を確保し、道路景観の向上を図るため、電線類の地中化を推進します。
- ・ふるさと探訪などの文化財学習会を実施するなど、文化財を広く周知します。

■私たちにできること

- ・行楽地などで自分が出したごみは持ち帰る。
- ・喫煙禁止区域でのマナーを守る。
- ・地域の清掃活動など、環境美化活動に積極的に参加する。 など

■指標

- ・特別な区域における既存不適格広告物の適正化率
- ・文化財学習会、体験講座参加者数

【施策の柱 61】環境教育・環境学習の充実

■市の取組

- ・環境について学ぶ機会を広く市民に提供するため、環境学習講座の実施や南部クリーンセンター（エコホタル）の利用を促進します。
- ・小学校社会科副読本の発行、子ども環境学習交流会の実施など、学校教育の場での環境教育を推進します。



■私たちにできること

- ・環境学習に積極的に参加する。
- ・環境に関する知識を有する人は、環境学習に積極的に関わる。
- ・子どもたちの環境活動を応援する。 など

■指標

- ・環境学習講座参加者数
- ・南部クリーンセンター（エコホタル）環境学習参加者数

【施策の柱 62】環境保全活動の推進

■市の取組

- ・「いざ里山」「たかまつマイロード」事業など、自主的な環境保全活動への支援を推進します。
- ・廃食油の収集や使用済みわりばしの回収など、環境活動団体と協力して活動を実施します。

■私たちにできること

- ・環境保全活動に積極的に参加する。
- ・市の補助制度を積極的に活用し、環境保全活動を実施する。
- ・廃食油や使用済みわりばしの回収に協力する。
- ・身近な環境問題について家族や友人などで話題にし、お互いに環境意識を高め、日頃から環境に配慮した行動につなげる。 など

■指標

- ・「いざ里山」市民活動支援事業参加団体数
- ・「たかまつマイロード」事業新規認定団体数
- ・公園愛護会の団体数
- ・廃食油収集量



市民農園



環境保全推進課分室（旧環境プラザ）での環境学習



たかまつマイロードの活動

■ 高松市の「環境に配慮した補助・支援」

補助・支援	概要	担当課
生ごみ処理機等購入補助	生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器の購入に係る費用を補助します。	環境保全推進課 TEL：839-2393
雨水貯留施設の整備助成	水の循環利用と雨水の流出抑制を図るため、雨水タンク等の設置に係る費用を助成します。	給排水設備課 TEL：839-2718
雨水浸透施設の整備助成	水の循環利用と雨水の地下浸透による地下水の保全を図るため、雨水貯留浸透施設の設置に係る費用を助成します。	給排水設備課 TEL：839-2718
太陽光発電システム等設置費補助	太陽光発電システムの設置及び、それに併設されるリチウムイオン蓄電池システムや電気自動車用充電設備の設置に係る費用を補助します。	環境保全推進課 TEL：839-2393
太陽熱利用システム設置費補助	太陽熱利用システムの設置に係る費用を補助します。	環境保全推進課 TEL：839-2393
合併処理浄化槽の整備補助	生活排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽に係る費用を補助します。	給排水設備課 TEL：839-2718
「いざ里山」市民活動事業の支援	地域住民、ボランティア団体、NPO 等が実施する里山の保全活動に対して支援します。	農林水産課 TEL：839-2422
「ため池守り隊」市民活動事業の支援	住宅地に隣接するため池について、地域住民が参加する美化保全活動に対して支援します。	土地改良課 TEL：839-2433
生垣設置の助成	市民が市内に所有する住宅地に、生け垣を設置する費用を補助します。	公園緑地課 TEL：839-2494
環境保全緑化の助成	市内の事業所（店舗・事業所）集合住宅等の敷地内に、新しく樹木を植栽する費用を助成します。	公園緑地課 TEL：839-2494
屋上緑化の助成	建築物の屋上に緑化施設を設置する費用を助成します。	公園緑地課 TEL：839-2494
壁面緑化の助成	建築物の壁面につる性植物を這わせて緑化する費用を助成します。	公園緑地課 TEL：839-2494
「たかまつマイロード」事業の支援	ボランティアでの市道の清掃、緑化活動等を行う道路愛護団体の認定及び清掃用具の支給や傷害保険の加入などの支援を行います。	道路管理課 TEL：839-2515
環境学習活動事業の補助	環境学習を自主企画、運営する環境活動団体等に対して、補助金を交付します。	環境保全推進課 TEL：839-2393
地球温暖化対策実践活動の補助	温室効果ガス削減に向けての活動を、自主的に実施する環境活動団体等に対して、補助金を交付します。	環境総務課 (地球温暖化対策室) TEL：839-2394

※平成 28 年 3 月現在の状況です。詳細な内容については、必ず担当課へお問い合わせください。

高松市環境基本計画 概要版

発行／平成 28 年 3 月 編集／高松市環境局環境総務課

〒760-8571 高松市番町一丁目 8 番 15 号 TEL：087-839-2388

